

## 国立大学法人岡山大学と岡山市との学生の教育・研究に関する協定書

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、甲の大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）と乙の岡山市立市民病院（以下「病院」という。）との間で、教育研究活動の一層の充実を図り、相互の研究交流を促進し、その成果を学術及び科学技術の発展に資することを目的として、次のとおり協定を締結する。

### （連携講座）

第1条 研究科の博士課程において、教育・研究の拡充を必要とする教育研究分野について、病院と協議し連携講座を設置する。

### （客員教員）

第2条 前条に規定する連携講座には、研究科の人事手続きに則して、病院の研究者を甲の非常勤講師として任用し、国立大学法人岡山大学客員教授及び客員准教授に関する規程（平成16年岡大規程第55号）の定めるところにより、「客員教授」又は「客員准教授」（以下「客員教員」という。）の名称を付与できるものとする。

2 給与は支給しないものとする。

3 任期は1年とし、更新することができるものとする。なお、原則として教育・研究指導（以下「研究指導等」という。）を行う学生が所定の課程を修了するまで継続するものとする。

### （客員教員の職務）

第3条 客員教員は、研究科の諸規程及び教員の資格に応じて、学生の研究指導補助を行うことができるものとする。

2 客員教員の研究指導等に要する経費・旅費等は、予算の範囲内で研究科が負担することができるものとする。

### （教授会等への出席）

第4条 客員教員は、研究科の研究科長が必要と認めた場合に、研究科の教授会に出席することができるものとする。

### （学生の資格等）

第5条 病院において研究指導等を受ける学生の資格及び身分は、病院の定めるところによるものとする。

2 学生が病院において客員教員から研究指導等を受けて得た研究成果の公表については、病院の定めるところによるものとする。ただし、学位論文に関する研究成果の公表は研究科の定めるところによるものとし、その内容等についてはあらかじめ病院に届け出るものとする。

3 学生が病院において客員教員から研究指導等を受けて得た研究により生じた特許等の知的財産権は、病院の定めるところによるものとする。

4 学生が病院において客員教員から研究指導等を受ける場合の施設・設備の使用料は、無償とする。また、病院は、学生に対し入構手続きや福利厚生施設の利用許可等に関して必要な便宜を供与するものとする。この場合、学生は、病院による所定の手続きを踏まえるものとする。

(安全確保の責務)

第6条 客員教員が病院において学生の研究指導等を行う場合には、研究科は、学生に対し、病院における安全を確保するため、関係法令、病院の諸規程及び安全確保を目的とした指導等を遵守するよう指導するものとする。

(賠償責任)

第7条 病院において学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査のうえ、研究科と病院の協議に基づき処理するものとする。

(災害傷害保険)

第8条 研究科は、学生が病院において研究指導等を受ける場合の災害事故に係る対応として学生教育研究災害傷害保険への加入を義務付けるものとし、病院は学生教育研究災害傷害保険に加入しない学生の立ち入りを禁ずることができるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年5月28日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれかからもこの協定内容に異議の申し出がないときは、さらに1年ずつ継続して期間を延長するものとする。

(疑義等の処理)

第10条 本協定に定めのない事項もしくは本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定書を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議のうえ処理するものとする。

(協定の継承)

第11条 病院が、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに移行された場合は、乙は、責任をもって当該法人に本協定を継承するものとし、甲は、それを承諾するものとする。

本協定書は、2通作成し、甲と乙で各1通を所持するものとする。

平成25年5月28日

甲 岡山市北区津島中一丁目1番1号  
国立大学法人岡山大学

乙 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市

学長

市長

---

---